

平成 29 年 2 月 13 日

関係者の皆様

細谷・早稲田地区太陽光発電所

電気事業法に係る届出義務等に関する法令違反についての「厳重注意」のお知らせ

エネルギープロダクト株式会社

三沢くらしのさと株式会社

既報の通り、当社らは首記太陽光発電所について、平成 28 年 7 月 22 日、関東東北産業保安監督部東北支部より、電気事業法第 106 条第 4 項の規程に基づき電気事業法違反（保安規程未届け、主任技術者未選任及び未届け、工事計画未届け、及び電気設備に関する技術基準違反）の事実について報告するようご指示を受け、平成 28 年 10 月 19 日に同支部に対し原因究明と再発防止策に関する報告書を提出致しました。その後もご質問に対する追加報告を行い、同年 12 月 13 日付け追加報告を以って、報告書提出が完了しました。

この度、これら報告に対し、同支部より平成 29 年 2 月 3 日付けで、今後、電気事業法令を遵守し、再発防止に万全を期すよう文書による「厳重注意」を受けましたことをご報告申し上げます。関係者の皆様には、多大なるご心配とご迷惑をお掛けして参りましたが、信頼回復に努めてまいりますので、引き続きのご支援を賜りますようお願い申し上げます。

【問い合わせ先】

エネルギープロダクト株式会社 社長室長 飯嶋 昭行

電話番号 03-5211-3811（代表）